

評価細目の第三者評価結果

(保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念・基本方針については、法人のHPや園のパンフレット・重要事項説明書等に記載されている。内容は職員の行動規範となる様な表現となっており、入園の際に家族や保護者に説明されているが、職員への周知や保護者会での説明等に付いては、継続的な取組はされておらず不十分さを感じる。

Ⅰ-2 経営状況の把握

Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	法人内に於いて、事業経営を取り巻く環境や課題の検討がされており、動向に関する情報が提供されている。地域の社会福祉事業に関する計画や動向に関しては、市内の保育協議会や保育園長会議等で課題の分析や対応の検討がされているが、福祉ニーズや潜在的利用者に関するデータの収集等に付いては、充分でない部分もある。
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	法人からの情報を得ながら、現場での保育環境の整備を常に考え職員体制や人材育成について、職員の状況を把握し調整している。経営状況や改善すべき課題に付いては、法人内の理事会等で検討され、その報告として職員にも周知されている。現在の大きな課題として子育て支援センターの利用者の減少問題が取り上げられており、増員対策の検討が喫緊の課題とされている。

Ⅰ-3 事業計画の策定

Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	中・長期計画が策定されており、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)が明確にされている。その中で出された重点課題に付いては、3年間の期間目標が掲げられ、人員動向や設備の整備計画等が分析・検討されており、具体的な実施内容や担当も決められ、評価・見直し出来る配慮がされている。
Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	単年度の事業計画は、理念・基本方針や中・長期計画との関連性の中から重点的に対応する課題を事業方針として謳い、事業計画の数値目標として設定した内容を含み、設定されている。又、事業計画はPDCAの改善サイクルが展開できる様な作りになっている。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画の作成に当たっては、職員を含めた検討会議を持って決定されると云うプロセスではなく、園長の裁量の中でまとめられている。事業計画の進捗や実施状況に付いては、法人内の毎月の園長会議で報告されているが、評価・見直しは定められた時期や手順に従い、行われる仕組がない。又、事業計画の内容に付いて、職員に周知する取組は確認できない。
Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	事業計画に付いては、内容を保護者等に対して配布・説明をする事や所内に掲示して案内する様な取組はされていない。園が何を目指し、今年度は何をやろうとしているのか、何をしてくれるのか等を保護者等に伝える事で、園と保護者が一体となって運営して行ける様な環境が望まれると感じる。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
Ⅰ-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c	質の向上に対する取組に付いては、通常は保護者等の満足度調査を行う事と併せ、家族会等でも情報の確認がなされているが、何れも仕組として確認できない。又、園・職員の自己評価に付いても実施はされていない。質の向上に関するPDCAが行われていない為、分析・検討・評価・見直しの実績は確認できない。
Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	前項目に於いて確認された質の向上に対するPDCAの展開が確認できない為、課題の明確化や共有化はされていない。又、満足度調査や家族会等での情報収集から、以後の改善策や改善計画の策定が図られていない為、計画の見直しに至っていない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	年度初めの園だよりや職員会議に於いて、年度の取組を明確にして表明している。園長は職員を含め、自身の役割と権限を職務分掌、及び運営規程に文書化し、会議や研修に於いて表明し周知が図られている。又、有事の際の役割と権限に付いて、不在時の権限委任等を含め明確にしている。

評価結果詳細(しらおか虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	園長は、園を運営するに当たっての直接関わりのある法令等は理解しており、利害関係者等との適正な関係を保持している。又、園長は研修等により遵守すべき法令を把握し、研修後の報告を持って職員への周知を図り、避難訓練等を通して実践の中で法令遵守の取組みを行っている。しかし、直接関係のない法令等に関し理解を深める事は、今後の課題と思われる。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	保護者等への満足度調査等を継続的に行っていない為、それに伴うPDCAの展開はされていないが、個人面談や行事の後のアンケートから得られた内容に関しては、課題を把握し具体的な取組みを行っている。又、職員の研修等では質の向上に関する教育を図っているが、質の向上に関しての具体的な活動は行っていない。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	人員計画に付いては、現状からの過不足管理をしており、欠員に対しては即座に対応している。職員の働きやすい環境整備に関しては、清掃作業の外部委託やフリーの保育士の増員等で配慮しているが、休憩時間の現状改善や業務負荷のバランス・分担等に付いて課題が見受けられ、特に系列他園への転籍に付いては、家庭環境への影響や経済面での処遇等、人的新陳代謝によるメリットを越える課題が感じられる。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人員計画に関しては、定員の決められた員数を確保して行く事を方針とし、欠員が出たら即対応する仕組みになっている。欠員が出た場合は、地域正職員・正職員は本部、パート・派遣職員は園の裁量と云う区分で採用活動が実施されている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	期待する職員像に付いては、法人の「グループ理念」に明示されており、年度の初めに理念・基本方針の徹底、方針の表明と併せ、職員に周知されている。人事考課に付いては、評価方法や評価基準が定められており、方針管理方式により評価が行われている。年2回の面談時に評価・分析する事と併せ、職員から意向・意見を聞き、又、管理者からは評価内容の説明や期待している点等を職員に伝えている。職員が、将来の姿を描く事ができる様な仕組みとなっているかは、若干の疑問のある意見があった。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	労務管理に付いては園長管理の下、職員の就業状況は月次の法人への報告事項となっており、データと合わせ管理されている。年1回のストレスチェックや健康診断が実施されており、職員の悩み相談窓口も設置されているが、関西本部に於かれている為、相談しやすい環境かどうかは疑問が残る。福利厚生では外部の「リロクラブ」に加入しており、職員の便宜を図っている。職員個人の事情に合わせたシフトの考慮等を行い、働きやすい職場作りには配慮しているが、ワークバランス上、転籍問題が大きいと思われる。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	期待する職員像は法人の「グループ理念」に明示されている。人事考課制度として方針管理が実施されており、目標設定から中間・期末面談による進捗・達成度の確認が行われており、そのPDCAが決められた時期・手法により展開されている。その中で、目標水準の認定方法に付き、評価の公平性にやや不完全さを感じる。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	期待する職員像は法人の「グループ理念」に明示されている。基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を表現している部分はない。職員の個人別の教育・研修計画は設定されていない。依って、計画や研修内容・カリキュラムのの評価・見直しは行っていない。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	個別の職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況等に付いては、目標管理制度の個人情報で把握している。新任職員の教育。研修に当たっては、標準的な実施方法としての保育課程に従い、OJTが実施されている。階層別研修・職種別研修・テーマ別研修等に付いては、法人が決めた教育スケジュールが策定されているが、年度の中で全員が参加できる様な配慮はされていない。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生に付いては、最初の説明の段階でのオリエンテーションに関する文書が準備されておりマニュアル的に使用されている。実習プログラムに付いては、学校から準備された物と合わせ、連携して整備すると共に、学校と継続的に連携して実習が行われている。実習指導者に対する指導者研修は実施されていない。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人の活動報告は、法人のHPで行われているが、会計報告が主であり各施設の状況(事業計画・事業報告等)に関しての記述はされていない。又、苦情解決の仕組みに付いても、仕組みは確立され第三者委員の選定もされているが、本部地域の人選となっており、各施設の利便性に問題はないのか確認が必要と思われる。老人施設や小学校との交流は行われているが、地域に対して施設の情報は殆ど発信されていない。

評価結果詳細(しらおか虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	訪問調査の数日後に経理規程がある事が分かった。そこに事務処理や取引方法等経理に関するルールが示されていたが、探し出される状態で管理されていた規定が職員に周知されているかどうか、疑問を感じる。管理者や職員の権限・責任に関しては職務分掌に明記されている。公認会計士や法人監事による内・外部監査が行われており、経営改善のアドバイス等も受けている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域との関係性に付いては、理念・基本方針にも謳われており、重視する姿勢を表明している。地域の催し等を掲示板で伝達したり、老人施設の夏祭りや小学校のバザー・昆虫の観察会等、地域の行事や活動に参加している。又、休日を利用しての外部団体による人形劇や音楽会でホールを貸し出している。
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受入れに付いて、法人全体でチラシを大学等に配布し、募集している。受入れに当たっては、事前にオリエンテーションを実施し、行事や保育の手伝いをして貰っているが、マニュアルやオリエンテーションの説明書等は準備されていない。又、地域の学校との関係の中で、学校への協力姿勢に付いて表明した文書等は準備されていない。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	当該地域の関係機関・団体等に付いてはリスト化されており、市の保育園長会や市関連団体等と定期的な連絡会等を行い情報を共有しており、共通の課題等に対して解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。直近では、要支援児の受入れ対応に付き、受入れ施設や市との調整を図り解決した例がある。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子供への対応に付いては、市の子育て支援会議等に参画する事で情報提供を受け、発生した時の対応に付き、児相や関係機関との連携を図っている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	併設している子育て支援センター内で、相談や親子講座等を企画している。リトミックや嘱託医による歯磨き講習会等、色々なイベントを企画・実施している。子育て支援センターでは他に相談支援事業も行っており、地域住民の支援をしている。又、園では出張保育園の開催により利用できない子ども達に体験して貰う催し等も行っている。災害時の地域との連携に関しては、今後の課題となっている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	子育て支援センターの相談事業から得られた情報や、市や関係機関との会議等(例:民生委員との定例会等)よりの情報等により、地域のニーズを具体的に把握している。又、入園希望者からの見学や一時入所等での機会にも情報提供がされている。現在の所、地域の福祉ニーズから新たな事業に結びつけて今後展開する様な計画は策定されていない。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。標準的な実施方法に付いては、保育課程を全体のマニュアルとして捕らえ、それを基本に保育を実践している。利用者の尊重や基本的人権への配慮に付いては、保育課程の中でも基本的な位置付けとされており、定期的に評価・見直しも行っている。子ども同士の相手を尊重する気持ちを育てる為に日々取組んでいるが、例として年齢に応じて喧嘩の仲裁の仕方を換え、成長に合わせた子ども同士の尊重の仕方を学べる様、配慮している。利用者を尊重した倫理綱領や規定は策定されていない。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	プライバシー保護と個人情報保護は第三者評価の中では別の物と理解されている為、個人情報保護の規定は策定されていてもプライバシー保護規程やマニュアル等は策定されていない。プライバシーとは他人に知られたくない個人的な秘密等を指すことが多い。設備的にパーテーションを設けてオムツ替えやお漏らしをしてしまった際のプライバシー保護的対応を図っている。不適切な事案が発生した場合の対応として、就業規定に懲戒規程が策定されている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	園のパンフレット等、園を紹介した資料を公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いていると云う事はない。パンフレットや重要事項説明書は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で分かり易い内容にしている。見学は受入れており、個別に丁寧に分かり易い説明を行っている。重要事項説明書は適宜見直しを行っている。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	利用契約を結んでのサービス開始・変更となる為、福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重し同意書の取り交わしがされているが、転出用の説明文等は準備されていない。入園時の説明に際しては、実際使用する物を示しながら具体的な説明を行っている。転出に際しても、家族等の同意を得た上でその内容を書面で残している。

評価結果詳細(しらおか虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	事業所の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。事業所の変更等があった場合は、成長の記録や要録を基に、細かく引き継ぎを行っているが、転出用の説明文等は準備されていない。卒園後の相談には、園長が随時対応している。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	定期的な利用者満足度調査は行われていないが、催し物の開催後には必ずアンケート調査を行い、意見の収集に努めると共に、送迎時の面談や懇談会(6・11・2月開催)時に満足度の把握を行っている。等々で得られた満足度に拘わる情報の分析や具体的な改善策の検討等は残念ながら行われていない。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情相談の仕組みの策定がなされ、第三者委員の設置もされている。体制の説明は法人のHPや重要事項説明書に明文化されており、所内に掲示もされている。保護者等が苦情を申し出しやすい工夫としての記入カードの配布やアンケートは行われていない。苦情相談の記録は適切に行われ、逐次申し出者にフィードバックされ、内容により承認を得た上で公表もされている。この仕組みから質の向上に繋がる内容については、標準的な実施方法に反映される。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	苦情相談の対応の仕組みが策定されており、第三者委員の設置もされている。体制の説明は法人のHPや重要事項説明書に明文化されており、所内に掲示もされている。日常に通園の際にも相談を受け付けており、職員室の他、区切られた個室でも対応している。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	苦情相談の仕組みの策定がなされ、体制の説明は法人のHPや重要事項説明書に明文化されており、所内に掲示もされている。保護者等が苦情を申し出しやすい工夫としての記入カードの配布やアンケートは行われていない。苦情相談の記録は適切に行われ、逐次申し出者にフィードバックされ、内容により承認を得た上で公表もされている。この仕組みから質の向上に繋がる内容については、標準的な実施方法に反映される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	危機対応マニュアルが策定されており、防犯・防災委員会に於いて定期的な確認・検討が行われているが、訪問調査の数日後に探し出される状態で管理されていたマニュアルが職員に周知されているかどうか、疑問を感じる。ヒヤリハット事例については、要因分析がされ対応策の設定もされファイルも記録として管理されているが、事後確認や年度のまとめのルールがなく、ファイルされているだけとなり、勿体ない状態ではある。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	感染症について、市全体の統一した対応方法のマニュアルがあるが、症状が出た後の対応方法が主に明記されている為、事前の予防策と若干違っている。感染症対応マニュアルが訪問調査の数日後に探し出されたが、その状態で管理されていたマニュアルが職員に周知されているかどうか、疑問を感じる。感染症の予防や安全確保に関する勉強会等は開催されていない。予防策として、うがい・手洗いの励行、加湿器の設置等が行われている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	災害時の職員の分担が決められており、月1回の防災訓練も実施している。消防署や、近隣の施設とも連携をとり、さまざまな、状況を設定して訓練を実施している。災害時の対応マニュアルが策定されており、備蓄に関してもリストが策定され、食品の賞味期限等も管理されている。事業継続計画に関しては、まだ検討は進められていない。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	毎年、管理者と職員全員で内容の検討がされる保育課程を持って「標準的な実施方法」としている。その中では利用者の尊重やプライバシーの保護・権利擁護に関わる姿勢が明示されており、職員の業務マニュアルとしての内容にもなっている。これを受け、月案や週案が策定され、日々の日報とも合わせ記録されており、上長への報告に際し実施内容に関する確認もされている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	全体的な検証・見直しは、年1回年度末に行われるが、日々の改善レベルの変更は、週案・月案の検討時にもされている。個別の保育の場面から出てきた改善や職員・利用者からの意見による改善等も日常の展開の中で改善として織り込まれる。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	0～1歳児については、年齢別担当リーダーが個別保育計画の責任者と決められている。個別のアセスメントについては専用の書式に従って行われ、状況に応じて個別にアセスメント内容について関係者(相談支援員・児相職員・市支援課・生活安全課・教師等)によるカンファレンスが行われる(個別保育計画策定時には行われていない)。利用者(保護者等)のニーズについては、アセスメントや個別保育計画策定時に必ず確認されている。実施内容については、保育課程に基づき策定された内容を、週案や月案の策定時に確認され振り返りや評価も行われている。

評価結果詳細(しらおか虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	0～1歳児の個別保育計画は、月間指導計画の反省時に見直しを行い、変更した内容は、職員会議や毎朝のミーティング等で報告される。見直し・変更は週案・月案の策定時に常時行われており、最終的には年1回の保育課程の評価・見直し時にフィードバックされ反映される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	利用者の身体状況については、毎日の検温・月1回の身体測定・年2回の健康診断・件1回の歯科検診等が行われ、記録されている。日々の保育計画については、日報・週案・月案等により報告され、都度、上長の確認がされ記録方法や書き方に差異が生じない様、指導が行われている。情報の分別については、職員毎にレターケースを持っており、直接関係職員宛に情報伝達される。日々の記録については、ファイルの回覧により情報共有が図られている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報につき、管理期間等を定めた文書管理規定が定められており、園長の管理の下、鍵付きのファイル棚で管理されている。個人情報の漏洩等の問題については、個人情報保護の鑑定から職員に教育・研修が行われている事と併せ、懲罰規定も設けられ徹底を図っている。入所時に重要事項説明書により説明し、後陣情報に関する同意書も貰っている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1保育内容

A-1-(1)保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	保育園の理念や方針を基に、子どもの発達や家庭状況等を踏まえて、保育課程を編成している。保育課程は職員が参加して年度末に評価・見直しが行われる。内容から職員の標準的実施方法の基本とも捕らえられており、業務マニュアル的な意味合いも持っている。
A-1-(2)環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	b	園内の環境整備を心がけており、室内の温度、湿度・換気・採光・音などの環境は、常に適切な状態に保持している。寝具は全てレンタルとし、定期的に交換され衛生を保っている。比較的一人当りのスペースが広い環境であるので、食事や睡眠の為の心地良い生活空間は確保されている。その他、設備的には問題なく安心の工夫がされている。日常の中で、広いが為に片付かない事がままあり、くつろいだり落ち着ける環境ではない事がある。
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	b	子ども達一人ひとりの個人差を十分に把握し保育を行っている。子どもの欲求にできるだけ添う様に心掛けているが、全体で活動をしなればいけない場面では、せかす言葉や制止の言葉を繰り返してしまうこともある。子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちに添って子どもの気持ちをくみ取り適切に対応している。
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	複数担任制なので、生活習慣等を身につけるにあたって個人差に対応し、できるだけ自分でできる事は、最後までできる様に時間をかけて支援している。出来る様になった時には褒める事で自信が持てる様、支援している。
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子ども達が自主的に遊べるよう、エリアごとに玩具を配置している。園周辺は、自然が豊かなので、日々植物の実で遊んだり、虫を捕まえて、クラスで飼育したりしている。友達と協力して何かを作ったり成し遂げたりする事で、友達との人間関係が育まれる様、支援している。地域の方々と触れ合う機会には挨拶をしたりコミュニケーションを取る事で、社会体験が得られる機会を設けている。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	個々の生活リズムにあった関わりを行っている。一人ひとりを抱っこやおんぶで十分に受け止め、愛着関係が築ける様にしている。興味や関心を把握し、手作りおもちゃ等も作り、発達に応じた関わりを心がけている。ママさん保育士の実体験等を参考に、手作り玩具の使用や興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮をしている。連絡帳でのやり取りや朝夕の登・降園の際になるべく詳細にコミュニケーションを取る事で、情報共有を図っている。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	衣服の着脱等自分でやろうとする気持ちを尊重し、個々にあったペースで見守る。また、気持ちを言葉で表現することが難しいので、保育者が代弁して、子ども同士の関わりの中立ちをしている。機会ある毎に異年齢クラスの構成とする事があり、様々な年齢の子どもとの関わりの中から友達との関わり方や自発的な活動が出来る様、支援している。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	それぞれの年齢にあった活動を計画している。クッキングや掃除等生活に必要な事、運動会や発表会で友達を尊重しながら、共に頑張ったり、助け合ったりする事等が経験できる様に活動を考えている。自分で出来る事が増えて来る時期なので、集団の中で安定しながら遊びを中心とした興味・関心のある活動に取り組める環境を整えられる様、支援している。小学校との訪問や来訪を通して、子供の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	・障がいのある子どもについては、保護者や専門機関とよく相談をし、本人に合った活動を行っている。その中で、本人に無理の無い様、他園児と関わりが持てるようにし、共に成長できる様にしている。所内の設備はバリアフリーとなっている。どうしてもクラスに入って行けない子に対しては、少し隠れた場所に絵本を揃えて置いていたりしている。必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言・講習を受けている。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	子どもの生活の場となるので、子どもの気持ちに寄り添い子ども達のペースに合わせて保育ができる様に配慮している。家と同じ様に寝転がったり出来る家庭的でゆったりと過ごせる環境を整えている。園のイベントや庭遊び・延長クラスでは異年齢クラスとしており、年齢の異なる子供と一緒に過ごす事に配慮している。職員間の引継ぎはボードを使用して間違いなく伝えられ、保育士間の引継ぎが適切に行われている。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	保育士と小学校教員との意見交換の場に参加。小学校入学までに準備しておかなければいけない内容等を保育に組み入れ、面談等で保護者にも伝え家庭との連携を図っている。小学校教諭との研修やグループディスカッションの機会を設け、就学に向けた準備を進めている。又、保護者等との連携の機会も準備されており、保護者が、小学校以降の子供の生活について見通しを持てる様な機会が設けられている。

評価結果詳細(しらおか虹保育園)

A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	市全体で、子どもの病気に関する白岡市ガイドラインマニュアルがあるので、それに沿って、体調不良時は対応しており、個別には保健計画を策定し支援を行っている。朝のミーティングで、子供の体調について全体で確認をしている。又、保育園での怪我や病気に付いては、対応した事を記入し、保護者に手渡ししている。職員はSIDSに関する講習に参加して知識を習得し、必要な取組を行っている。得られた情報は保護者にも必要な情報として伝えている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断(年2回)・歯科検診(年1回)の結果は保護者に伝えると共に、職員間でも共有し対応を統一している。健康診断・歯科健診の結果は、保健計画等に反映させ保育が行われている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー児は、症状によって半年から1年の間隔で通院してもらい、医師の指示書を提出して貰っている。又、栄養士と毎月面談をし献立について確認を行っている。アレルギー児に関しては、保護者との連携を密にして保育所での生活に配慮している。他の子どもや保護者等にもアレルギー疾患、慢性疾患等に付いての理解を図る為の取組を行っている。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	毎月、行事食(こいのぼりの形のご飯や、七夕のそうめん等)やクッキング(おやつを自分で作る)などとして、食事が楽しめる様になっている。食事中のおしゃべりもある程度は認め、みんなで楽しく食事が出来る様、配慮している。個人差や食欲に応じて、自分で申告し量を加減できるように工夫している。家庭にも食べられない物をなくすレシピの紹介等を行っている。
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	残食管理や食べた量の記録等から、子供の好き嫌いを把握できているので、配膳時に量の調整をしている。また、月1回、給食室と担任で献立会議を開き、メニューや量などについて子どもの様子を確認し、次回の献立に反映している。行事食や季節感のある食事を提供する事で、子供がおいしく安心して食べる事のできる食事を提供している。
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	日々の登降園時のコミュニケーションや連絡帳やボード(玄関に掲示)で、1日の様子や持ち物等を連絡して情報共有している。日誌や成長の記録に子供の記録をしている。サポートの必要な保護者等には、別に記録をし、市役所等と連絡をとっている。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保護者の迎えるの時間に合わせて、相談を受けられる様に職員が準備している。保護者から相談を受けたら、主任や園長に相談し保育園全体の意見としてきちんと伝えられる様になっている。保育所と保護者の相互理解の為に、保護者の1日保育体験を実施している。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待が疑われる子どもには、着替えの時など全身を観察し気づいた事があれば行政に連絡し、対応を相談している。例として、・欠席連絡がない・長期に休んでいる・忘れ物が増える・前日と同じ物を着ている・母親の身だしなみの乱れ等々、気になる事案の発生の際は、市役所や児童相談所等の関係機関との連携を図る為の取組を行っている。虐待等権利侵害を発見した場合の対応等に付いて、マニュアルを整備しており、職員研修も実施している。
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	保育実践の振り返りは、日誌等を記入し週案の報告をする中で、報告とアドバイスを受けながら行っている。保育実践の振り返りはできているが、実践することが主になり子どもの意欲や取り組みに配慮が足りない部分もある。又、保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価に繋がっていない部分も反省点である。